

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、企業の持続的な成長と長期安定的な企業価値の向上を経営の重要課題と位置付け、「株主の権利・平等性の確保」、「株主以外のステークホルダーとの適切な協働」、「適切な情報開示」、「経営の効率性・適法性・透明性の向上」、「株主との対話促進」を基本とし、コーポレート・ガバナンスの充実に向けて取り組んでおります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンスコードのすべての原則を実施する予定です。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4 . 政策保有株式】

(1) 政策保有に関する方針

当社は、持続的に成長を続けていくために様々な企業との協力関係が必要不可欠と考えています。このため当社は、中長期的な企業価値向上を図る観点から、事業戦略上の重要性や取引先との関係強化等を総合的に勘案し、政策保有株式を保有する方針です。

(2) 政策保有株式に係る検証の内容

当社取締役会は、保有株式ごとにその必要性・妥当性について、毎年、保有に伴う便益やリスク、当該株式の市場価値等を勘案し、当社の資本コストも踏まえた検証も含め、総合的に判断します。保有の必要性が認められないと考える場合には縮減するなどの見直しを行う方針です。

(3) 政策保有株式に係る議決権の行使に関する基準

当社は、保有株式の議決権の行使については、長期に業績が低迷する場合や不祥事が生じた場合には相手方に状況を確認した上で検討するなど、その議案の内容を精査し株主価値の向上に資するものか否かを判断した上で、適切に議決権を行使しています。

【原則1 - 7 . 関連当事者間の取引】

当社は、取締役が自己又は第三者のために当社と取引を行おうとする場合は、会社法で定められた手続き及び取締役会規則に基づき、取締役会の承認を得るものとしています。

【原則2 - 4 . 女性の活躍促進を含む社内での多様性の確保】

補充原則2 - 4

< 多様性の確保について >

当社は、グループ経営理念の「リケンNPRが提供する価値」において「互いの価値を認めて尊重し合い、新たな挑戦を続けることで会社と従業員がともに成長します」、グループ行動規範には「私たちは、基本的人権・多様性を尊重し、人財を活かします」と定め、2030年度までの中期経営方針においても、サステナビリティ経営の強化・成長基盤の整備のために「ダイバーシティの推進」に取り組むこととしています。

性別や国籍などを問わずあらゆる人にとり「多様な人材が安心して活躍できる」職場づくりを目指し、開かれた職場環境の確保とともに、女性や外国人やシニア従業員等の採用、人材の多様化に取り組んでいます。

#### 1. 女性の管理職の登用

当社グループは、多様な勤務形態の拡充や介護・育児への支援といった多様な働き方の実現に向けた取り組みに加えて、性別や時間的制約の有無にかかわらず、誰もが働き甲斐を感じ、能力発揮のしやすい雇用環境を創出することを重点的な取り組み課題としています。その上で、女性社員の積極採用、人材育成、役職登用を進めると共に、女性管理職比率の向上を図ります。あわせて、女性正社員に占める女性管理職比率等にも注視していきます。

#### 2. 外国人の管理職への登用

当社グループは、国籍を問わない採用活動を行っており、国内グループ(当社の完全子会社である㈱リケン、日本ビストンリング㈱)の両社:以下、「完全子会社である両社」という。)では15名の外国人が在籍しており、うち1名は管理職として登用しています。一方、グループを支える海外事業会社においては、管理職、経営陣ともに過半数が外国人となっています。グループ全体での多様性を活かしていく考え方から、外国人の管理職登用については、適材適所の登用を継続します。

#### 3. 中途採用者の管理職への登用

当社グループは、職歴の有無を問わない採用活動を行っており、近年は新製品ならびに新事業の創出に向けて専門人材の確保を強化する観点から、新規採用者数の3~4割程度が中途採用者となっています。現在は、当社ならびに完全子会社である両社において管理職も中途採用者が同程度を占めていますが、今後の経営戦略の展開に合わせて、適正な人事ポートフォリオの観点から、引き続き、適材適所の登用を継続します。

<多様性の確保に向けた人材育成方針、社内環境整備方針、その状況>

非財務資本の中でも人的資本、すなわち人材は、持続的な成長を遂げていくために不可欠なものであり、中期経営方針の事業戦略において「人的投資強化及び人材の多様性活用により、成長を担う人財基盤の拡充を図る」としています。

当社グループは、階層別教育・訓練、部門別教育、ビジネスに関する教育、グローバル教育、自己啓発・スキルアップ・リスキリング等を一層推進し、年間教育投資額などの定量化された目標管理を充実させていきたいと考えています。

【原則2 - 6 . 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、株式移転による完全親会社であるため、完全子会社である両社の現在の企業年金の運用状況は以下のようになります。今後、当社グループとしての共通方針を策定します。

【リケン】

リケンの企業年金基金は、執行機関である理事会及び事務局に専門性を持つ人材を配置するなど、運用面で期待される役割を發揮できる体制を整えています。企業年金積立金の運用は専門性が必要になることから金融機関に委託しており、その運用状況は、スチュワードシップ活動も含めて、各金融機関より年4回定期報告を受け、モニタリングを実施しています。また、企業年金基金の決議機関である代議員会は、事業主が選定した代議員ならびに加入者互選により同人数を選出しており、リケンと受益者との利益相反を適切に管理できる体制で運営しています。

【日本ピストンリング】

日本ピストンリングは、スチュワードシップ・コードの受け入れを表明している資産管理運用機関に企業年金を委託しています。企業年金積立金の運用が従業員の安定的な資産形成に加えて日本ピストンリングの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金担当組織が委託運用先を決定し、運用機関に対する定期的なモニタリング等の適切な運営を実現するための体制を構築しています。

【原則3 - 1 . 情報開示の充実】

当社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、意思決定の透明性・公正性を確保し、有効なコーポレートガバナンスを実現するための情報開示を行っています。

( ) 当社は、経営理念をはじめとする経営の基本方針、経営戦略・経営計画等を当社ホームページに掲載しています。

( ) 当社は、コーポレートガバナンス・コードのそれぞれの原則を踏まえたコーポレートガバナンスに関する基本方針を東京証券取引所に提出しています。(コーポレートガバナンスに関する報告書の「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」「1. 基本的な考え方」に掲載しています。)

( ) 当社は、取締役会が取締役の報酬を決定するにあたっての方針をコーポレートガバナンスに関する報告書、有価証券報告書にて開示しています。

( ) 取締役会が取締役の選解任と取締役候補者の指名を行うにあたっては、指名・報酬委員会での審議及び答申を受けて、取締役会で決定しています。

( ) 取締役候補者の指名理由、略歴、重要な兼職、担当等については、株主総会資料、事業報告・有価証券報告書に記載しています。

補充原則3 - 1

当社は、経営理念において、「生み出す力で人々の「今と未来」を支えます」をミッションとし、「人と技術の融合によりイノベーションを創出し、変革に挑戦し続けます」をビジョンとして掲げています。経営理念の実現を通して、SDGsの達成に貢献し、環境性能に優れた製品をより広く提供するなど、会社の持続的な発展と持続的な企業価値の向上を目指しています。

当社のサステナビリティ基本方針や取り組みについては、当社ホームページや統合報告書において開示する予定です。

また、人的資本や知的財産への投資、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響については、当社ホームページ等で開示を行う予定にしています。

【原則4 - 1 . 取締役会の役割・責務(1)】

補充原則4 - 1

当社取締役会は、業務執行取締役による職務執行をはじめとする経営全般に対する監督機能を担い、経営の公正性・透明性を確保するとともに、あらかじめ取締役会で定めた取締役会規則に定める事項(経営方針・中長期経営計画、重要な情報などの開示、経営に関わる重要事項等)及び法令上取締役会が決定すべき事項(株主総会に関する事項、人事・組織に関する事項、決算に関する事項、株式等に関する事項、一定規模を超える投融資に関する事項等)を議論し、決議しています。

【原則4 - 9 . 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立社外取締役候補者の選定にあたっては、当社が定める独立性判断基準に基づいて選定しています。

・社外取締役の独立性判断基準 : [https://www.npr-riken.co.jp/sdgs/pdf/pdf\\_02.pdf](https://www.npr-riken.co.jp/sdgs/pdf/pdf_02.pdf)

【原則4 - 10 . 任意の仕組みの活用】

補充原則4 - 10

当社は、取締役選任の指名及び報酬の決定に関する手続きの透明性及び客観性を確保することにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスの更なる充実を図るために、取締役会の任意の諮問機関として、「指名・報酬委員会」を設置しています。

【原則4 - 11 . 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4 - 11

当社の取締役会は、他社等での豊富な経験と幅広い見識及び国際感覚を有し、独立した立場で当社の業務執行を監督する社外取締役5名(うち1名は女性)を含む、国際経験を持つ取締役13名で構成されています。

当社は、当社の経営理念、経営戦略、経営方針等を踏まえ、取締役会全体で備えるべき知識・経験・能力のうち代表的なものをスキルとして明確化しています。

取締役候補者の指名については、取締役会全体でのスキルの組み合わせも考慮しつつ、取締役としての職務を適切に遂行でき、経営に関する豊富な経験を有し、国際性のある人格・識見に優れた人物を、ジェンダー等の多様性も踏まえ、独立社外役員が過半数を占める指名・報酬委員会に諮問の上、取締役会において決定します。

なお、取締役会を構成する各取締役が保有するスキルをまとめたスキル・マトリックスについては、当社ホームページの役員一覧、株主総会の役員選任議案にて開示します。

補充原則4 - 11

取締役の他の上場会社の役員の兼任状況は株主総会招集通知の事業報告にて開示します。

補充原則4 - 11

当社の取締役会は、コーポレートガバナンスの強化のため、毎年、その実効性を評価し、より実効性向上を図るためのポイントを取締役会で共

有し、継続的な改善に取り組みます。

#### 【原則4 - 14 . 取締役・監査役のトレーニング】

##### 補充原則4 - 14

当社は、社外取締役を含むすべての取締役を対象に、必要に応じて外部セミナーへの参加や役員研修会を開催することで、取締役としての役割・職務遂行における必要な知識等の把握に努めます。

#### 【原則5 - 1 . 株主との建設的な対話に関する方針】

( ) 当社は、株主との長期的な信頼関係を構築するため、公平且つ建設的な対話を行います。

( ) 株主との対話全般については、経営企画統括部が担当いたします。また、対話を充実させるため、その他関係部門と連携を図ります。

( ) 株主や投資家に対しては、当社ホームページを活用した情報発信を積極的に行うとともに、電話会議やスモールミーティング等のIR・SR活動を積極的にを行います。またアナリスト・機関投資家向けに決算説明会を年1回開催します。

( ) 当社は、対話の中での株主の意見について、適宜経営幹部、関係部署にフィードバックします。

( ) 当社は、決算発表準備期間にサイレント期間を設けるなど、重要な内部情報が漏洩しないよう、「インサイダー取引防止に関する規定」に基づき情報管理を徹底しています。

#### 【原則5 - 2 . 経営戦略や経営計画の策定・公表】

##### 【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】

当社グループは、自動車産業が100年に1度と言われる変革期を迎える中、自動車エンジン向け製品を中心とする既存事業の収益力強化を図りつつ、次代を支えるネクストコア事業の拡大・基盤強化を進めるという事業ポートフォリオ改革及び経営統合によるシナジー創出を骨子とする中期経営計画を策定致しました。本計画においては、2026年度までの3年間に於いて、戦略的投資(設備投資、M&A投資、研究開発投資)及び適正な株主還元の実施等の積極的なキャピタルアロケーションを進め、株主資本コストを上回るROEの達成を目指します。加えて、このような事業・財務戦略とともにサステナビリティ経営にも力を入れ、一丸となって当社グループの企業価値向上に取り組みます。こうした経営計画・目標、具体的な施策等については、各種説明会・報告書、当社ホームページ等を通じて開示・説明を行い、株主・投資家の理解を得るよう努めます。

・中期経営計画: <https://www.npr-riken.co.jp/ir/plan/>

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,574,250	9.18
株式会社みずほ銀行	972,700	3.47
日本生命保険相互会社	931,554	3.32
日本カストディ銀行(信託口)	820,264	2.93
株式会社第四北越銀行	640,484	2.29
三井住友信託銀行株式会社	523,400	1.87
株式会社三菱UFJ銀行	510,654	1.82
リケン柏崎持株会	482,290	1.72
損害保険ジャパン株式会社	380,200	1.36
DFAINTLSMALLCAPVALUEPORTFOLIO	356,821	1.27

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

### 補足説明

共同株式移転により当社を新設した、当社完全子会社である(株)リケン、日本ピストンリング(株)両社の2023年3月31日付の株主名簿に基づき算定しております。

2024年2月1日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、株式会社MI2及びその共同保有者である村上貴輝氏が2024年1月25日現在で2,000,386株保有している旨が記載されているものの、当社として2023年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 プライム

決算期	3月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

### 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

#### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	その他の取締役
取締役の人数	13名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
平野 英治	他の会社の出身者													
黒澤 昌子	学者													
本多 修	他の会社の出身者													
木村 博紀	他の会社の出身者													
佐久間 達哉	弁護士													

#### 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
平野 英治				日本銀行の要職を歴任し、その後会社経営の経験も有しており、その高い専門性と国際的で豊富な経験を当社の経営に活かすことができるため、社外取締役を選任しています。なお、同氏と当社とは特別の利害関係はなく、当社及び株式会社東京証券取引所の定める独立性基準の要件を満たしていることから、独立性が高く、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として選任しています。
黒澤 昌子				学者として労働経済学に関する高度な専門的知識を有しており、その経験を当社の経営に活かすことができるため、社外取締役を選任しています。なお、同氏と当社とは特別の利害関係はなく、当社及び株式会社東京証券取引所の定める独立性基準の要件を満たしていることから、独立性が高く、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として選任しています。
本多 修			同氏は、当社の取引先である株式会社みずほ銀行、みずほ証券株式会社に業務執行者として勤務しておりました。当社と2社は取引がありますが、取引額は連結売上高の1%未満であり、株式会社みずほ銀行からの借入額は当社の連結資産の2%を超えておりません。また、株式会社みずほ銀行は当社の株主ですが、その保有株式は全体の10%未満です。	金融機関における長年の経験から、財務等に関する豊富な経験と高度な専門的知識、他社の経営と監査役の経験も有することから、これを当社の監査に活かすことができるため、監査等委員である社外取締役に選任しています。なお、同氏と当社とは特別の利害関係はなく、当社及び株式会社東京証券取引所の定める独立性基準の要件を満たしていることから、独立性が高く、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として選任しています。
木村 博紀			同氏は、当社の株主である朝日生命保険相互会社の代表取締役社長ですが、その保有株式は全体の10%未満です。	生命保険業界における長年の経験から、リスクマネジメント等に関する豊富な経験と高度な専門知識、他社の経営と監査役の経験も有することから、これを当社の監査に活かすことができるため、監査等委員である社外取締役に選任しています。なお、同氏と当社とは特別の利害関係はなく、当社及び株式会社東京証券取引所の定める独立性基準の要件を満たしていることから、独立性が高く、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として選任しています。
佐久間 達哉				検事や弁護士としての経験と知識、他社の取締役の経験も有することから、これを当社の監査に活かすことができるため、監査等委員である社外取締役に選任しています。なお、同氏と当社とは特別の利害関係はなく、当社及び株式会社東京証券取引所の定める独立性基準の要件を満たしていることから、独立性が高く、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として選任しています。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	5	2	2	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

#### 当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人(監査等委員会スタッフ、他部署との兼任)を配置しており、監査等委員会スタッフは監査等委員会が指示した補助業務について、監査等委員会の指揮命令に従います。  
また、その人事異動及び考課については、事前に監査等委員会に報告を行い、了承を得るものとしています。

#### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、代表取締役と相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持つこととしています。  
また、監査等委員会は、内部監査部門である監査統括部とともに、会計監査人と四半期毎の定期会合や監査立会い等、必要に応じて随時情報交換を行うことで相互の連携を高め、監査等委員会監査の実効性確保に努めます。  
社外取締役を含む監査等委員会と監査統括部は、常勤監査等委員を中心とした毎月の定期的な会合に加え、必要に応じて随時情報交換を行うことによって相互の連携を高めます。

### 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

#### 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

#### 補足説明

取締役選任の指名および報酬の決定に関する手続きの透明性および客観性を確保することにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスの更なる充実を図るために、取締役会の任意の諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置しています。  
指名・報酬委員会は、独立社外取締役を過半数とする、社内取締役、独立社外取締役から5名以上で構成され、委員長は独立社外取締役から選定しています。

### 【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

#### その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

その他

### 該当項目に関する補足説明

当社の取締役の株価上昇及び持続的な企業価値向上への貢献意欲を高めるため、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式報酬制度を導入しています。

ストックオプションの付与対象者

### 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

### 該当項目に関する補足説明

有価証券報告書にて、役員区分ごとの報酬の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数を開示する予定です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針  
の有無

あり

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員報酬については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役を区別し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の決定方針は、指名・報酬委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会の決議により決定し、監査等委員である取締役の報酬等の額の決定方針は、監査等委員である取締役の協議にて決定しています。

取締役の報酬等の額は、その限度額を株主総会の決議で定めています。

ただし、当社の設立の日から最初の定時株主総会終結のときまでの取締役の報酬等の額及び報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受け取る財産上の利益の総額は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に金銭で支給する総額は400百万円以内、株式報酬として割り当てる譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額は100百万円以内とし、監査等委員である取締役については60百万円以内とする旨を定款（附則）に定めています。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

当社は新設の会社であるため、第1回定時株主総会事業報告書ならびに有価証券報告書において開示の予定です。

役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者の氏名または名称、その権限の内容および裁量の範囲

当社の役員の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針および役員の個人別の報酬等の内容は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役を区別し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の決定方針は、指名・報酬委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会の決議により決定し、監査等委員である取締役の報酬等の決定方針は、監査等委員である取締役の協議にて決定しています。

## 【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会付議議案の内容等を事前に説明するなど、経営企画統括部のスタッフがサポートしています。監査等委員である社外取締役に対しては、十分な情報提供を常勤監査等委員及び監査等委員会スタッフがを行っています。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、取締役会にてグループ全体の経営に関する基本的事項や重要な業務執行の決定を行うとともに、各取締役の業務執行の状況を監督しており、また、取締役の業務執行を監査する監査等委員会、取締役会の方針に基づき業務執行に係る事項の決定やグループ経営計画・戦略の執行状況の管理を行う経営会議をはじめとした各種会議、委員会を開催しています。

また、取締役の選解任や報酬に関する重要事項や後継者計画の検討にあたり、社外取締役の適切な関与や助言を得る機会を確保し、公正性・透明性・客観性を強化するため、指名・報酬委員会を設置しています。

### 会社の機関

当社は、実効性のあるガバナンス体制の構築を目的として、監査等委員会設置会社を採用し、株主総会および取締役会、監査等委員会および会計監査人を設置することにより、経営の健全性、透明性および効率性の向上に努めています。

### 取締役・取締役会

当社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名(うち社外取締役2名)、監査等委員である取締役5名(うち社外取締役3名)で構成されています。経営の基本方針、グループの経営戦略等の重要な業務執行を審議・決定し、又個々の取締役の職務の執行の監督を行っています。なお、当社は定款において、重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨を定めています。

### 業務執行取締役・経営会議

当社は、業務執行取締役を中心に構成される経営会議を原則として毎月開催し、取締役会が定めた経営の基本方針に基づき、各種経営課題の審議及び業務執行に関する全般的な統制を行なっています。

### 監査等委員会

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役5名(うち社外取締役3名)で構成されており、監査等委員が取締役として有する取締役会における議決権の行使及び監査等委員でない取締役の人事・報酬に関する意見陳述権の行使を通じて、業務執行について監督を行っています。なお、監査等委員会は内部監査部門及び会計監査人等と連携して監査を実施しています。

### 取締役の定数

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とし、監査等委員である取締役は、6名以内とすることを定款に定めています。

### 取締役の選任の決議要件

取締役の選任決議は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めています。また、取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする旨を定款で定めています。

### 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めています。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

### 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

#### ア 自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により当社の株式を取得することができる旨を定款に定めています。

#### イ 剰余金の配当

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めています。

### 取締役の責任限定契約

当社は、取締役の責任を合理的な範囲にとどめるために、定款において、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めています。

### 内部通報制度

当社は、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のために社内外に窓口を設置し、通報者を保護する内部通報制度を運用しています。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、持株会社として取締役会の監督機能を強化し、実効性のあるガバナンス体制の構築を目的として、監査等委員会設置会社を採用しています。

また、当社の取締役会は他社等での豊富な経験と幅広い見識を有し、独立した立場で当社の業務執行を監督する社外取締役5名(うち3名は監査等委員)を含む取締役13名で構成され、経営の透明性・客観性を確保しており、現体制が最適であると考えています。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況



## 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送を行うことを予定しています。
集中日を回避した株主総会の設定	3月期決算会社の株主総会集中日を避けて設定することを予定しています。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権の行使導入を予定しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームへの参加を予定しています。
招集通知(要約)の英文での提供	株主総会招集通知書(要約)の英文をホームページ上で掲載する予定です。

## 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な会社説明会の開催を予定しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書又は四半期報告書、会社説明会資料、コーポレート・ガバナンスの状況、株主総会の招集通知等を当社ホームページ上に公開する予定です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画統括部	

## 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念、行動規範を定め、株主、従業員、取引先、地域社会をはじめとするステークホルダーの立場を尊重することを規定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	グループ環境方針を定め、環境保全への取組みを推進しています。また、サステナビリティ委員会を設置し、社会の持続的な発展を可能にしていくための企業の自発的取り組みとして、CSR活動の強化に努める予定です。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーに対する情報提供に係る方針を含むグループ行動規範を策定しています。
その他	当社は、企業活動において、株主、従業員、取引先、地域社会をはじめとするステークホルダーとの適切な関係構築に向けて取り組んでいます。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は以下の基本方針に則り、内部統制システムの整備に取り組んでおります。

内部統制システムの整備に関する基本方針

- 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
1. 当社グループの取締役及び従業員が法令及び定款を遵守し、適正な事業活動を行う体制を構築するため、当社グループ全体に適用する行動規範及び行動指針を定める。

- 2.経営の健全性と効率性を高めるため、社外取締役が過半数を占める監査等委員会を設置する。
- 3.社会から信頼される経営体制を確立するため、COOを委員長とする全社委員会であるサステナビリティ委員会において、コンプライアンスの定着と運用の徹底を図るために必要な諸活動を推進する。
- 4.コンプライアンスの徹底を図るため、経営管理統括部はグループ各社の人事関連部門と連携し、取締役及び従業員へのコンプライアンス教育を体系的計画的に実施する。
- 5.コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のために、通報窓口を設置し、通報者の保護を徹底した内部通報制度を運用する。
- 6.監査統括部は、定期的実施する内部監査を通じて、会社の業務実施状況の実態を把握し、すべての業務が法令、定款及び社内諸規定に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているか、また、会社の制度・組織・諸規定が適正・妥当であることを調査・検証し、監査結果を代表取締役及び監査等委員会に報告する。
- 7.上記のコンプライアンスに関する活動については定期的に取締役会に報告する。

## 2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、様々な損失の危険に対して、危険の大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、損失の危険を最小限にすべく、組織的な対応について整備に努める。

- 1.当社グループ全体におけるリスク管理体制を構築し、適切なリスク対応を実施するため、リスク管理基本方針を含むリスク管理に関連する規定類を定める。
- 2.サステナビリティ委員会において、リスク管理及び事業継続計画の定着と運用の徹底を図るために必要な諸活動を推進する。
- 3.当社グループにおける事業機会リスク及び事業活動遂行リスクについて、毎年リスクの特定と評価を行い、リスク対応計画を策定し、推進する。
- 4.上記のリスク管理に関する活動については定期的に取締役会に報告する。

## 3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、環境変化に対応するため、中期経営計画及び年度経営計画を策定、推進する。経営計画の達成を目指し、日常的な取締役の業務執行の効率化に努める。

- 1.取締役の業務及び決裁権限について、組織規定、業務分掌規定、決裁基準規定で定める。
- 2.取締役会は経営の方針、法令で定められた事項その他経営に関する重要事項を決定し、取締役の業務執行状況を監督する。
- 3.取締役会の下に、CEOが議長を務める経営会議を設置し(原則として毎月実施)、取締役会決議事項の事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で当社業務の執行及び施策の実施等について審議し、意思決定を行う。

## 4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が業務分掌及び決裁基準に基づいて決裁した文書等法令及び文書管理規定に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、定められた期間保存する。

- 1.法令及び文書管理規定に基づき、以下の文書(電磁的記録を含む)に関連資料とともに保存する。

- ・法令に定めのある文書
- ・株主総会議事録、取締役会議事録
- ・文書管理規定に基づく文書
- ・経営会議議事録、各種委員会議事録
- ・その他取締役が委員長、議長となる会議委員会議事録
- ・取締役が決裁者となる決裁書
- ・その他文書管理規定に定める重要な文書

- 2.当社の経営に関わる重要な情報の保護及び外部流出の防止に関しては、「情報セキュリティ管理規定」を定め、それに基づき管理を行う。
- 3.上記文書について、法令に別段の定めのない限り、文書管理規定に基づき、文書毎に定められた所管部門が文書管理を行う。

## 5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社も含めたリケンNPRグループとしての内部統制システムの構築を目指すとともに、「子会社等管理規定」に基づき、各子会社の自主性を尊重しつつ、適切なグループ経営に努める。

- 1.グループ経営として、経営理念や行動規範、コンプライアンスに係る規定マニュアルを関係会社と共有するとともに、リケンNPRグループ経営計画を一体となって推進する。
- 2.当社の取締役がリケン、日本ピストンリング(以下、両社)の取締役等を兼任し、両社の経営の監督を行うとともに、リケンの関係会社についてはリケンが、日本ピストンリングの関係会社については日本ピストンリングが、各社の取締役会を通じて経営状況の確認やヒアリング等を行い、経営の適法性・効率性の確認を実施する。
- 3.関係会社に対して経営企画統括部が指導・監督を行う。
- 4.関係会社に対して監査統括部が定期的に監査を実施する。
- 5.主要な関係会社については当社監査等委員が監査役に就任し、会計監査及び業務監査を実施する。

## 6. 監査等委員会の職務を補助する従業員について

監査等委員会からその職務を補助すべき専任の従業員について求めがある場合、監査等委員会と事前に協議の上、当該従業員を配置する。

## 7. 前項の従業員の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項

前項の従業員は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの指揮命令を受けず、監査等委員会の指揮命令下に置き、人事異動及び考課については、事前に監査等委員会に報告を行い、了承を得るものとする。

## 8. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び従業員が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び従業員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他事業運営上の重要事項を監査等委員会に報告する。監査等委員会に報告した取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び従業員が、その報告を行ったことを理由として、不利益な取り扱いを受けないこととし、その旨を周知徹底する。

監査等委員会に報告すべき事項及び報告の方法について、監査等委員会と協議の上設定し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び従業員は、適切な報告を実施する。

また、監査等委員が出席又は資料を閲覧する会議委員会について、監査等委員会と協議の上設定し、監査等委員は、会議委員会に出席あるいは会議資料・議事録の閲覧を行う。

## 9. 監査等委員の職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理等所要の費用の請求を監査等委員から受けた場合は、監査等委員の職務の執行に明らかに必要ないと認められる場合を除き、その費用を負担する。

#### 10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は代表取締役と相互の意思疎通を図るため、定期的な会合をもつとともに、監査統括部、会計監査人、関係会社監査役と連携を保ち、監査等委員会の監査の実効性確保に努める。

当社は、金融商品取引法に基づき、財務諸表等に関する書類その他の情報の適正性と信頼性を確保する体制を整備するための基本方針を以下のとおり定め、内部統制システムの整備を行ってまいります。

- (1) 適正な財務報告を確保するための全社的な方針や手続を整備し、運用します。
- (2) 財務報告の重要な事項の信頼性を損なう可能性のあるリスクを識別し、当該リスクを低減するための体制を整備し、運用します。
- (3) 社内外の必要な情報が識別、把握及び処理され、適切な者に正しく伝達される仕組みを整備し、運用します。
- (4) 内部統制が有効に機能していることを継続的に評価するためのモニタリングの体制を整備し、運用します。
- (5) ITの利用に対し、組織目標を達成すべく方針及び手続を整備し、運用します。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

### 1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

(1) リケンNPRグループは、「行動規範」にその指針、行動原則を定め、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力との関係遮断を図り、一切関わりません。反社会的勢力との関係遮断は、法令遵守に関わる重大な問題ととらえ、反社会的な要求を断固として排除し、必要に応じて当局へ通知します。

(2) 業務に関連した詐欺・恐喝等の不正・犯罪に対しては、個人での対応を回避し、会社として毅然たる態度で臨みます。

(3) 自ら又は他の従業員が、反社会的勢力から何らかのアプローチを受けた場合は、速やかに役員又は管理職に報告し、その指示に従うものとします。

### 2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 経営管理統括部に対応部署を設置し、関連部門と協力して活動します。

(2) 公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会ならびに麹町地区特殊暴力防止対策協議会に所属し、研修を受けるとともに、対応部署において、警察や弁護士等の外部専門機関や他企業との間で定期的に反社会勢力に関する情報を交換します。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

#### 適時開示体制の概要

##### 1. 適時開示に係る基本方針

当社は、当社を取り巻く様々なステークホルダーの皆様とのつながりを大切に、もって社会の一員としての義務を果たしていくことが必要であると考え、企業情報を公正に開示することを基本方針に定め、役員および従業員に周知徹底を図り、企業情報の適時適切な開示に努めています。

##### 2. 適時開示に係る社内体制

適時開示は経営企画統括部を担当部門とし、有価証券報告書、決算短信等の決算に関する情報については、経営管理統括部を担当部門としています。経営企画統括部長(情報取扱責任者)は、決定事実や発生事実に関する情報を収集、管理し、適時開示事項に該当するか否かの判断を行っています。重要な決定事実および決算に関する情報については、取締役会に付議され、承認後速やかに開示し、また、重要な発生事実に関しては、遅滞なく適時開示を行い取締役会にてその報告がなされています。

この適時開示の前提としての社内体制構築にあたっては、「インサイダー取引防止に関する規定」を定め、インサイダー取引防止の体制を構築するとともに、「情報セキュリティ管理規定」により経営に関する重要な情報の保護等について管理する体制を構築しています。

【コーポレートガバナンス体制模式図】 ※   は監査機能を示す

